

府中市情報公開・個人情報保護審議会（平成16年度第3回）会議録

1 日 時 平成17年3月23日（水）午後1時30分から3時まで

2 場 所 市役所 北庁舎 第1会議室

3 出席者

- (1) 委 員 大森 斎、鹿島秀樹、鎌田逸子、北谷博和、河内辰夫、松本良幸、山上義人、和中信男
- (2) 市 職 員 生涯学習部図書館長、総務部情報システム課長
- (3) 事 務 局 総務部広報課長 三ヶ尻秀男、同課長補佐 川田 誠、同広聴担当主査 持田剛史

4 議 題

- (1) 個人情報の収集に係る諮問について
- (2) 個人情報を取り扱う事務の報告について
- (3) 個人情報を取り扱う事務の追加について

5 内 容

(事務局) ただ今から、平成16年度第3回府中市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。まず、広報課三ヶ尻課長から、ごあいさつ申し上げます。

(三ヶ尻課長) 個人情報保護条例につきましては、施行以来特に問題ない状況です。また、国においては、平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行になりますので、マスコミにも取り上げられております。平成15年地方自治法が一部改正になり、指定管理者制度ができましたので、平成17年度にその準備が必要になってきます。その際はまたよろしくをお願いします。

本日は、図書館宅配サービスを始めるにあつたての個人情報収集の関係で意見をお伺いします。

(事務局) では、会議に先立ちまして、新たに審議会委員の委嘱がありましたので、ここで、ご報告いたします。

前回もご説明しましたとおり、本審議会の久芳美恵子前委員は、府中市教育委員会委員に就任したこともあり、ご本人から辞職願いの提出があったことを受けて、昨年9月30日をもって本審議会委員は退任となっております。

そこで、久芳前委員の残任期間における委員につきましては、昨年12月1日、日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授 岩田正美様を委員として任命いたしました。なお、残念ながら、本日は、所要のためご欠席となっております。

それでは、ここで、会長からごあいさつをいただきたいと思っております。山上会長、よろしくお願いいたします。

(会長) これから審議を始めていきたいと思っております。
よろしくお願いいたします。

なお、事務局からも説明がありましたが、新任の岩田^{いわた}委員から、本日、所用のため欠席との連絡が入っています。

(事務局) ありがとうございました。それでは、会議次第の3の「議題」に移りたいと思っております。それでは、山上会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長) それでは、議事の進行をさせていただきます。皆さんよろしくお願いいたします。まず、会議次第の「3議題」の「(1) 個人情報の収集に係る諮問について」を事務局から説明させていただきます。

(事務局) それでは、ご説明いたします。今回は、「図書館資料宅配

サービス事業」で取り扱うこととなる個人情報について諮問するものです。事業の資料としましては、先日、郵送させていただきましたが、本日、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

(資料配布)

では、ここで、諮問する理由につきまして、若干、説明させていただきます。

前回の審議会でもご説明させていただきましたが、「府中市個人情報の保護に関する条例」第8条では、原則として、収集してはならない個人情報を第1号から第4号までに定めております。その4つとは、1 思想、信条又は信教に関する事項、2 社会的差別の原因となる事実に関する事項、3 犯罪に関する事項、4 病歴その他の個人の心身に関する事項となっております。そして、これらの個人情報を収集することができる場合として、第8条の本文に、例外規定を定めております。ひとつは、「法令等の定めがあるとき。」です。そして、法令等に定めがないときには、同条の規定により、本審議会の意見をお聞きして、市が職務執行上特に必要があると認めたときに、初めて、これらの個人情報の収集ができることとなります。本日の議題となっております「図書館資料宅配サービス事業」におきましては、原則として、収集してはならない個人情報のうち、第8条第4号の「病歴その他の個人の心身に関する事項」に当たる個人情報の収集を行うこととなりますが、その収集につきましては、特に法令等の規定がありませんので、本審議会に諮問させていただくものです。なお、収集は、本人から、又は、本人の同意がある状態で家族の方から収集を行うと聞いております。

それでは、ここで、諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書朗読)

それでは、引き続き、「図書館資料宅配サービス事業」を所管することとなります生涯学習部図書館の担当職員から、事業の内容や「病歴その他の個人の心身に関する事項」に当たる個人情報収集の理由などをご説明いたします。

(図書館) 事業に内容についてご説明いたします。身体などの理由から図書館利用が困難な方がいます。来館が困難な方に対する図書館サービスを行っていくものです。宅配サービスの対象を確定するために個人の病歴、その他の個人の心身に関する事項の収集を行う必要があります。対象の確認、及び登録は市が行いますが、配本、回収は、原則として図書館長が依頼する図書館ボランティアが行います。なお、移動図書館廃止に伴う補完的サービスであった府中市立図書館宅配業務実施要綱を廃止し、市民との共同により幅広い市民サービスを行うものであります。審議をよろしくお願いたします。

(会長) では、説明が終わりましたので、「図書館資料宅配サービス事業」で、行うこととなる個人情報の収集について、皆さんの方から、ご質問がありましたら、お願いします。

(質疑応答)

(委員) 図書館以外でこのような宅配を市でやっているところがありますか。

(事務局) はっきりは言えませんが、配達をしているものあるとす

れば、障害者福祉関係かもしれません。

(委員) 敬老福祉金については。

(事務局) 節目支給ということで、一定の年齢の高い方に、市長などが訪問するということがあります。これとは少し違うと思います。病歴などを確認させていただくような作業が必要になってきます。新たな事業を行うということで、今回諮問しました。

(委員) だれでも受けられるサービスと思われでしまうことがあるので、必要な人が必要な時にサービスを受けられることが必要。

(委員) 1回に2週間以内で貸し出すということなのですね。

(図書館) ご希望に応じて範囲内で貸し出すということです。

(委員) 利用申込書の提出されたあとの保管に関してはどのようになっていますか。

(図書館) 申込みをされた方のファイルを作りまして、厳重に管理しています。

(委員) 例えば、図書館ボランティアが利用申込書を閲覧できるとか、回収前提として利用申込書内容を確認することはできますか。

(図書館) 届ける方にある程度の知識は情報として提供する必要があると思います。読みたいと希望されたものを袋に入れて宅配するという形で行いたいと思っています。利用書をボランティアの方に見せるとうことはありません。

(委員) 宅配される方が、希望される方の状況について、資格があるというだけの情報でいいのではないですか。どこまで必要かきちんとしないといけない。

(委員) 個人情報の管理についてはどうなっているのですか。宅配ボランティアの方に文書として情報を伝えるのですか。

(図書館) お話をして、例えば視力に障害がある方ですというように伝えます。

- (委員) 提供するの、利用申込書の住所、氏名、ここだけです
ね。一番下のその他の事項にある程度のことを書き込む訳
ですね。
- (図書館) 利用申込については、市の職員が出向いて確認させてい
ただきながら、その場で記入する、または代筆する方法で
行っています。
- (事務局) ボランティアの方には、住所、氏名は当然お知らせしま
すが、どんな本を借りたかはお教えはしません。部外者が
入れない事務室の方で情報は管理します。
- (会長) 他に、ご質問もないようですから、この辺で、皆さんの
ご意見をお伺いしながら、本審議会としての意見をまとめ
ていきたいと思えます。「図書館資料宅配サービス事業」
で、行うこととなる個人情報の収集について、認めること
としてよろしいでしょうか。皆さんのご意見をお願いします。
- (会長) これまでのところ、認めるとの意見が多いようですので、
本審議会として、「図書館資料宅配サービス事業」で行う
個人情報の収集について、認めることとしてよろしいで
しょうか。いかがでしょうか。

「異議なし」

それでは、異議がないようですので、本審議会としては、
「図書館資料宅配サービス事業」で行う個人情報の収集に
ついて、認めることといたします。本審議会から市長に提
出する答申書は、後日、私が文面を確認させていただき
たいと思えます。よろしくをお願いします。次に、会議次第の
「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」を事務
局からご説明願います。

(事務局) それでは、「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」をご説明いたします。これは、諮問事項ではありませんが、今後、電子申請のシステムにおいて、新たに個人情報を取り扱う場合があるということで、特に本審議会にご報告するものです。事務を担当する総務部情報システム課の担当職員からご報告いたします。

(情シス課) 電子申請サービス実施に伴う個人情報の取扱いについて説明させていただきます。まず、経過についてですが、平成14年度から3年間都内の自治体が共同で電子調達申請サービスを検討してきましたが、今年の1月25日から都内の各自治体でスタートしました。本日は、その概要とそれに伴う個人情報の取扱いにつきまして、報告させていただきます。まず、1 電子申請サービスの趣旨は、東京都及び東京都内市区町村で構成する東京電子自治体共同運営協議会において電子申請システム導入したことに伴い、市民の申請、届出時の負担の軽減を図るとともに、迅速な行政サービスを提供するために実施するものです。2 概要ですが、インターネットを利用し、24時間どこでも申請ができること、申請届出の処理状況や結果について確認することができます。市は、総合行政ネットワークを利用し、事務処理を行います。現段階では、申請届出の受付のみを実施し、手数料の電子的収納などは、コンピュータのシステム環境が整備されたのち導入を検討するものとしします。3 電子申請届の種類は、平成17年3月23日現在、住民税の課税納税証明書交付など8種類の事業が始まっています。4月1日から新たに8手続が増える予定です。4 取り扱える個人情報ですが、電子サービスで取り扱える個人情報は、氏名、ID、パスワード、アドレスなどが

あります。 5 情報の収集の管理は、共同運営センターに設置されたサーバーに記録され厳重に管理されます。 6 情報の安全保護対策ですが、厳しい管理のもとに、共同運営センターが共同運営情報セキュリティーポリシーで、また、自治体側は、情報セキュリティーポリシーで、セキュリティー対策を実施します。

(会 長) では、「(2) 個人情報を取り扱う事務の報告について」の説明が終わりましたが、どなたかご質問はありますか。

(委 員) ネットワークを運営するのは、市の職員ですか。

(情シス課) 東京都の55団体の協議会が運営して、業者の作ったシステムを利用します。

(会 長) 何か質問がありますか。今までのことを含めて何かありますか。

(委 員) ネットワークで、共同運営センターから暗号でくるのですね。どこで、それが文章化するのですか。

(情シス課) それぞれの主管課の職員がネットワークに入れるパスワードを持っていて、そのパスワードを使って入りその時点では文章化しています。

(委 員) 共同運営センターでは、これを暗号で処理しているのですか。

(情シス課) 物理的システムがありまして、暗号化しています。

(会 長) 何か他にありますか。

(委 員) 自治体の運営協議会が管理するということですか。

(情シス課) 55団体ありますので、東京都の方がそれぞれの自治体が管理する形にしました。

(委 員) トラブルや担当の人の過失等で、情報の漏洩などがあった場合は。

(情シス課) 契約主体としては、各自治体が業者と契約するので、責任はその自治体にあります。

(会 長) 他に質問もないようですので、次に、「(3) 個人情報を取り扱う事務の追加について」を事務局からご説明いただきたいと思います。

(事 務 局) それでは、説明させていただきます。これは、府中市個人情報の保護に関する条例第9条第4項の規定により、今後、市が、新たに行うこととなる個人情報を取り扱う業務をご報告するものです。今回は、2つの事業が追加となっております。

まず、1つ目は、先程、個人情報の収集を認めていただきました「図書館資料宅配サービス事業」が追加となるものです。

2つ目は、同じ図書館が行う業務ですが、「図書館ボランティア事業」が追加となっております。これは、市民から図書館で活動していただく「お話ボランティア」を募集し、登録する際に、本人から氏名、住所、生年月日、年齢、電話番号を提出していただき、登録するものとのことです。以前、お手元にお配りしてございます「個人情報を取り扱う事務の目録」の一番最後の21ページに追加となっております。資料として、21ページ目のみを配布してございますので、参考にご覧いただきたいと思います。

(会 長) では、「(3) 個人情報を取り扱う事務の追加について」の説明が終わりましたので、どなたかご質問がありましたらお願いします。

(会 長) 他に質問もないようですので、今回の「議題」につきましては、終了させていただきます。皆さん、議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

(事務局) それでは、会議次第の4の「その他」ですが、特に、連絡事項などはございません。次回の日程ですが、次回は、本年の5月頃の開催を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

(三ヶ尻課長) 委員の皆様、本日は、長時間に渡り、大変、お疲れさまでした。これをもちまして、平成16年度第3回府中市情報公開・個人情報保護審議会を終了させていただきます。